

## 水道水の放射性物質の測定結果について【第25回】

奥州市水道部では、水道水（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。  
測定結果は次のとおりです。測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果

（単位：Bq/Kg）

区	配水系統	種別	採水日	測定日	放射性セシウム	
					セシウム134	セシウム137
水沢	見分森受水系	浄水受水 ※1	平成28年4月18日	平成28年4月19日	不検出 (検出限界値 0.328)	不検出 (検出限界値 0.251)
	上島浄水場系	浄水	平成28年6月13日	平成28年6月14日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.38)
	小島浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.37)	不検出 (検出限界値 0.36)
	下小谷木浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.36)
江刺	江刺第2水源地系	浄水	平成28年6月13日	平成28年6月14日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.37)
	江刺第3水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.43)
	江刺第4水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.32)	不検出 (検出限界値 0.41)
	根木町浄水場系	原水	平成28年6月14日	平成28年6月15日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.37)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.36)
	川内浄水場系	原水			不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.37)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.29)	不検出 (検出限界値 0.35)
	口沢浄水場系	浄水	平成28年6月15日	平成28年6月16日	不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.43)
	玉川浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.37)	不検出 (検出限界値 0.40)
	古歌葉配水池系	浄水			不検出 (検出限界値 0.47)	不検出 (検出限界値 0.52)
戸中浄水場系	浄水	平成28年6月14日	平成28年6月15日	不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.42)	
前沢	前沢浄水場系	浄水	平成28年6月15日	平成28年6月16日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.39)
	新田浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.46)	不検出 (検出限界値 0.43)
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	平成28年6月16日	平成28年6月17日	不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.33)
	たんこう浄水場受水系	ダム原水 ※2	平成28年6月13日	平成28年6月14日	不検出 (検出限界値 0.68)	不検出 (検出限界値 0.69)
		浄水受水 ※2			不検出 (検出限界値 0.78)	不検出 (検出限界値 0.70)
衣川	古戸浄水場系	浄水	平成28年6月16日	平成28年6月17日	不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.35)
	上立沢浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.36)
	噌味浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.38)

測定機関：（一社）岩手県薬剤師会検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg（セシウム134とセシウム137の合計値）

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

検出限界目標値：1 Bq/Kg以下

※1 岩手県において測定実施

※2 奥州金ケ崎行政事務組合において測定実施

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「〇〇浄水場、不検出（検出限界値0.32）」とあるのは、〇〇浄水場の検体において、検出できる最小値が0.32Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.32Bq/Kg未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

## 水道水の放射性物質の測定結果について【第26回】

奥州市水道部では、水道水（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。  
測定結果は次のとおりです。測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果

(単位：Bq/Kg)

区	配水系統	種別	採水日	測定日	放射性セシウム	
					セシウム134	セシウム137
水沢	見分森受水系	浄水受水 ※1	平成28年7月11日	平成28年7月12日	不検出 (検出限界値 0.248)	不検出 (検出限界値 0.284)
	上島浄水場系	浄水	平成28年9月5日	平成28年9月6日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.34)
	小島浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.29)
	下小谷木浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.32)
江刺	江刺第2水源地系	浄水	平成28年9月5日	平成28年9月6日	不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.41)
	江刺第3水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.37)	不検出 (検出限界値 0.39)
	江刺第4水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.34)
	根木町浄水場系	原水	平成28年9月6日	平成28年9月7日	不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.39)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.35)
	川内浄水場系	原水			不検出 (検出限界値 0.30)	不検出 (検出限界値 0.32)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.34)
	口沢浄水場系	浄水	平成28年9月7日	平成28年9月8日	不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.44)
	玉川浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.40)
	古歌葉配水池系	浄水			不検出 (検出限界値 0.46)	不検出 (検出限界値 0.44)
戸中浄水場系	浄水	平成28年9月6日	平成28年9月7日	不検出 (検出限界値 0.41)	不検出 (検出限界値 0.50)	
前沢	前沢浄水場系	浄水	平成28年9月7日	平成28年9月8日	不検出 (検出限界値 0.39)	不検出 (検出限界値 0.30)
	新田浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.37)	不検出 (検出限界値 0.38)
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	平成28年9月8日	平成28年9月9日	不検出 (検出限界値 0.41)	不検出 (検出限界値 0.38)
	たんこう浄水場受水系	ダム原水 ※2	平成28年9月14日	平成28年9月14日	不検出 (検出限界値 0.62)	不検出 (検出限界値 0.80)
浄水受水 ※2		不検出 (検出限界値 0.71)			不検出 (検出限界値 0.64)	
衣川	古戸浄水場系	浄水	平成28年9月8日	平成28年9月9日	不検出 (検出限界値 0.29)	不検出 (検出限界値 0.38)
	上立沢浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.44)
	噌味浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.28)	不検出 (検出限界値 0.38)

測定機関：(一社)岩手県薬剤師会検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg（セシウム134とセシウム137の合計値）

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

検出限界目標値：1 Bq/Kg以下

※1 岩手県において測定実施

※2 奥州金ケ崎行政事務組合において測定実施

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「〇〇浄水場、不検出（検出限界値0.32）」とあるのは、〇〇浄水場の検体において、検出できる最小値が0.32Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.32Bq/Kg未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

## 水道水の放射性物質の測定結果について【第27回】

奥州市水道部では、水道水（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。  
測定結果は次のとおりです。測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果

(単位：Bq/Kg)

区	配水系統	種別	採水日	測定日	放射性セシウム	
					セシウム134	セシウム137
水沢	見分森受水系	浄水受水 ※1	平成28年11月14日	平成28年11月15日	不検出 (検出限界値 0.265)	不検出 (検出限界値 0.300)
	上島浄水場系	浄水	平成28年12月5日	平成28年12月6日	不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.37)
	小島浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.39)	不検出 (検出限界値 0.37)
	下小谷木浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.39)	不検出 (検出限界値 0.38)
江刺	江刺第2水源地系	浄水	平成28年12月5日	平成28年12月6日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.42)
	江刺第3水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.37)
	江刺第4水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.45)
	根木町浄水場系	原水	平成28年12月6日	平成28年12月7日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.43)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.37)
	川内浄水場系	原水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.41)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.41)	不検出 (検出限界値 0.42)
	口沢浄水場系	浄水	平成28年12月7日	平成28年12月8日	不検出 (検出限界値 0.42)	不検出 (検出限界値 0.45)
	玉川浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.41)
	古歌葉配水池系	浄水			不検出 (検出限界値 0.45)	不検出 (検出限界値 0.49)
戸中浄水場系	浄水	平成28年12月6日	平成28年12月7日	不検出 (検出限界値 0.46)	不検出 (検出限界値 0.40)	
前沢	前沢浄水場系	浄水	平成28年12月7日	平成28年12月8日	不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.39)
	新田浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.46)
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	平成28年12月8日	平成28年12月9日	不検出 (検出限界値 0.39)	不検出 (検出限界値 0.38)
	たんこう浄水場受水系	ダム原水 ※2	平成28年12月7日	平成28年12月8日	不検出 (検出限界値 0.70)	不検出 (検出限界値 0.75)
浄水受水 ※2		不検出 (検出限界値 0.63)			不検出 (検出限界値 0.64)	
衣川	古戸浄水場系	浄水	平成28年12月8日	平成28年12月9日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.33)
	上立沢浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.42)
	噌味浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.37)

測定機関：(一社)岩手県薬剤師会検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg (セシウム134とセシウム137の合計値)

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

検出限界目標値：1 Bq/Kg以下

※1 岩手県において測定実施

※2 奥州金ケ崎行政事務組合において測定実施

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「〇〇浄水場、不検出(検出限界値0.32)」とあるのは、〇〇浄水場の検体において、検出できる最小値が0.32Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.32Bq/Kg未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。

## 水道水の放射性物質の測定結果について【第28回】

奥州市水道部では、水道水（原水及び浄水）の放射性物質の測定を実施しました。  
測定結果は次のとおりです。測定した全ての検体において、放射性物質は検出されておりませんので、安心して水道水をご利用ください。

測定結果

(単位：Bq/Kg)

区	配水系統	種別	採水日	測定日	放射性セシウム	
					セシウム134	セシウム137
水沢	見分森受水系	浄水受水 ※1	平成29年2月27日	平成29年2月27日	不検出 (検出限界値 0.292)	不検出 (検出限界値 0.285)
	上島浄水場系	浄水	平成29年3月6日	平成29年3月7日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.41)
	小島浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.34)
	下小谷木浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.43)
江刺	江刺第2水源地系	浄水	平成29年3月6日	平成29年3月7日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.39)
	江刺第3水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.44)
	江刺第4水源地系	浄水			不検出 (検出限界値 0.33)	不検出 (検出限界値 0.43)
	根木町浄水場系	原水	平成29年3月7日	平成29年3月8日	不検出 (検出限界値 0.29)	不検出 (検出限界値 0.40)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.35)
	川内浄水場系	原水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.40)
		浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.41)
	口沢浄水場系	浄水	平成29年3月8日	平成29年3月9日	不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.48)
	玉川浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.41)	不検出 (検出限界値 0.50)
	古歌葉配水池系	浄水			不検出 (検出限界値 0.51)	不検出 (検出限界値 0.55)
戸中浄水場系	浄水	平成29年3月7日	平成29年3月8日	不検出 (検出限界値 0.45)	不検出 (検出限界値 0.42)	
前沢	前沢浄水場系	浄水	平成29年3月8日	平成29年3月9日	不検出 (検出限界値 0.34)	不検出 (検出限界値 0.29)
	新田浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.38)	不検出 (検出限界値 0.45)
胆沢	横岳前山浄水場系	浄水	平成29年3月9日	平成29年3月10日	不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.35)
	たんこう浄水場受水系	ダム原水 ※2	平成29年3月8日	平成29年3月9日	不検出 (検出限界値 0.64)	不検出 (検出限界値 0.55)
浄水受水 ※2		不検出 (検出限界値 0.61)			不検出 (検出限界値 0.71)	
衣川	古戸浄水場系	浄水	平成29年3月9日	平成29年3月10日	不検出 (検出限界値 0.35)	不検出 (検出限界値 0.40)
	上立沢浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.36)	不検出 (検出限界値 0.41)
	噌味浄水場系	浄水			不検出 (検出限界値 0.31)	不検出 (検出限界値 0.40)

測定機関：(一社)岩手県薬剤師会検査センター

管理目標値：放射性セシウム10Bq/Kg（セシウム134とセシウム137の合計値）

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

検出限界目標値：1 Bq/Kg以下

※1 岩手県において測定実施

※2 奥州金ケ崎行政事務組合において測定実施

「検出限界値」とは、測定において検出できる最小値のことをいいます。放射能の特性として、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

たとえば、「〇〇浄水場、不検出（検出限界値0.32）」とあるのは、〇〇浄水場の検体において、検出できる最小値が0.32Bq/Kgであり、この水の放射性物質濃度は「0.32Bq/Kg未満である」ことを意味します。この際、表記上では「不検出」となります。